

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年5月2日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	綾町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.aya.miyazaki.jp/ayatown/i_living/plan/originaluse.html

執行機関名 綾町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	綾町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成30年条例第2号)によるひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		綾町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 綾町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成30年条例第2号)によるひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) 第1条	綾町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成30年条例第2号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その <u>生活の安定と向上</u> のために必要な措置を講じ、もつて <u>母子家庭等及び寡婦の福祉を図る</u> ことを目的とする。	この条例は、 <u>ひとり親家庭</u> の医療費の一部を助成することにより、 <u>ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		綾町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成30年3月30日条例第2号)